

倉吉市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第5号

倉吉市印鑑条例の一部を改正する条例

倉吉市印鑑条例（昭和57年倉吉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該登録を受けようとする印影の印章を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら印章を持参できないときは、登録を受けようとする印影の印章により押印した委任の旨を証する書面を添えて代理人に申請させることができる。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該登録を受けようとする印影の印章を自ら持参し、<u>印鑑登録申請書により</u>市長に申請しなければならない。ただし、申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら印章を持参できないときは、登録を受けようとする印影の印章により押印した委任の旨を証する書面を添えて代理人に申請させることができる。</p>
<p>(印鑑として登録できないもの)</p> <p>第4条 市長は、第3条の規定による申請（以下「登録申請」という。）に係る印影又はその印章が次に掲げるいずれかのものに該当する場合は、当該印影について、印鑑の登録をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(印鑑として登録できないもの)</p> <p>第5条 市長は、第3条の規定による申請（以下「登録申請」という。）に係る印影又はその印章が次に掲げるいずれかのものに該当する場合は、当該印影について、印鑑の登録をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>印面の直径又は1辺の長さが2センチメートルを超えるもの又は7ミリメートル未満のもの</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第6条 略</p>
<p>(登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）<u>又はその代理人</u>に印鑑登録証を交付する。</p>	<p>(登録及び印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定により印鑑の登録をしたときは、当該印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）に印鑑登録証を交付する。</p>
<p>(登録印影の変更の申請)</p> <p>第7条 印鑑登録者<u>又はその代理人</u>は、印鑑の登録に係る印影（以下「登録印影」という。）を変更し</p>	<p>(登録印影の変更の申請等)</p> <p>第8条 印鑑登録者は、印鑑の登録に係る印影（以下「登録印影」という。）を変更しようとするときは、</p>

ようとするときは、登録印影に係る印鑑登録証及び変更して新たに印鑑の登録をしようとする印影に係る印章を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録証を亡失した場合は、その添付を要さない。

2 第3条から前条までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

(印鑑登録証の再交付の申請)

第8条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を亡失し、又は毀損若しくは汚損により使用することができなくなった場合は、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の場合において、印鑑登録者又はその代理人は、市長に登録印影の印章及び印鑑登録証を提出しなければならない。ただし、印鑑登録証を亡失した場合は、その提出を要さない。

3 第3条から第6条までの規定は、第1項の規定による申請について準用する。

(登録の廃止の申請)

第9条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、当該廃止に係る印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録証を亡失した場合は、その添付を要さない。

2 印鑑登録者又はその代理人は、登録印影の印章を亡失したときは、やむを得ない場合を除いて、直ちに、印鑑登録証を添え、市長に印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の消除)

第11条 市長は、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その印鑑の登録を消除する。

(1) 印鑑の登録の廃止の申請があった場合

(2) 登録印影の変更の申請があった場合

(3)～(7) 略

(印鑑登録証明書の交付の申請)

印鑑登録変更申請書に、登録印影の印章及び登録印影に係る印鑑登録証並びに変更して新たに印鑑の登録をしようとする印影に係る印章を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、登録印影の印章を紛失し、盗難され、その他やむを得ない理由により添えることができない場合は、その理由を印鑑登録変更申請書に記載しなければならない。

2 印鑑登録者は、その印鑑登録証を紛失し、又は毀損若しくは汚損により使用することができなくなった場合は、印鑑再登録申請書に登録印影の印章を添えて、市長に申請しなければならない。

3 第3条及び第5条から前条までの規定は、前2項の規定による申請について準用する。

(登録の廃止の届出)

第9条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止届に登録印影の印章により押印し、印鑑登録証を添えて市長に届け出なければならない。ただし、紛失、盗難その他やむを得ない理由により登録印影の印章による押印ができず、又は印鑑登録証を添えることができない場合は、その理由を印鑑登録廃止届に記載しなければならない。

(登録の消除)

第11条 市長は、次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、その印鑑の登録を消除する。

(1) 印鑑登録廃止届による届出があった場合

(2) 印鑑登録変更申請により、登録印影の変更があった場合

(3)～(7) 略

(印鑑登録証明書の交付の申請)

<p>第13条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、<u>当該印鑑登録証明書に係る印鑑登録証を添えて市長に申請をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が公用のために<u>印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、市長に次に掲げる事項を記入した申請書を提出することにより申請をすることができる。</u>この場合において、印鑑登録証の添付は、要しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、<u>印鑑登録証及び当該申請の内容と印鑑登録事項とを照合し、当該申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に、当該申請に係る印鑑登録証明書を交付する。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>第13条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、<u>市長が別に定める申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が公用のために<u>交付を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記入した申請書により、申請をすることができる。</u>この場合において、印鑑登録証の添付は、要しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の<u>規定による申請</u>があった場合は、<u>印鑑登録証及び同項の規定による申請書と印鑑登録事項とを照合し、当該申請が適正であると認めるときは、当該申請をした者に、当該申請に係る印鑑登録証明書を交付する。</u></p> <p>2・3 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第5条第1項の規定により印鑑の登録を受けている印影の印章は、この条例による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。